② 特定建設工事共同企業体を構成する場合の代表者以外

(ｱ) 同種工事（下記(a)を必要とする。）

(a) 片持張出し架設工法により架設したＰＣ箱桁橋（又はＰＣ連続箱桁橋）の工事

(5) 次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任（監理）技術者を当該工事に専任できること。

なお、専任を要する期間は、工事現場が稼働（準備工事を含む。）している期間とし、平成26年４月から平成28年11月を予定している。

① 専任の主任（監理）技術者が、一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の国家資格を有する者であること。

② 配置予定技術者の工事経験　現場代理人又は主任（監理）技術者のうち１名以上が、元請けとしてしゅん功（完了）認定された、次に掲げる工事の施工実績を有すること。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。異工種の特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事として認める。なお、現場代理人としての実績においては、この限りではない。）

(ｱ) 同種工事（下記(a)を必要とする。）

(a) 片持張出し架設工法により架設したＰＣ箱桁橋（又はＰＣ連続箱桁橋）の工事

③ 現場代理人・主任（監理）技術者にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、技術資料提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

④ 監理技術者にあっては、技術資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(6) 次に掲げる基準を満たす設計管理技術者及び照査技術者を設計業務履行にあたり配置できること。

① 設計管理技術者　設計管理技術者は、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、以下のいずれかに該当する者で、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。

(ｱ) 技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者。

ただし、平成13年度以降の技術士試験合格者にあっては、７年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に４年以上従事している者

(ｲ) ＲＣＣＭ［鋼構造及びコンクリート部門］の資格保有者

② 照査技術者　照査技術者は、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、以下のいずれかに該当する者又はその者と同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。なお、照査技術者は設計管理技術者を兼ねることはできない。

(ｱ) 技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者。

ただし、平成13年度以降の技術士試験合格者にあっては、７年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に４年以上従事している者

(ｲ) ＲＣＣＭ［鋼構造及びコンクリート部門］の資格保有者。

なお、外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との国土交通省大臣認定（総合政策局建設振興課）を受けている必要がある。技術資料提出期限までに当該認定を受けていない場合にも技術資料を提出できるが、この場合、技術資料提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が競争参加資格の確認を受けるためには競争参加資格結果通知日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

(7) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域２」において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。

(8) 特定建設工事共同企業体を構成する場合においては、次に揚げる事項を満たしていること。

① 各構成員が該当工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有してから営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められた場合においては、許可を有してから営業年数が５年未満であってもこれを同様として取扱うことができるものとする。

② 各構成員が配置する専任の監理技術者又は主任技術者は当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る資格のうち一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の国家資格を有すること。

③ 各構成員の出資比率は、２者で構成される場合は30%以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

④ 当社が別に定める共同企業体協定書による協定書（案）が提出されていること。

(9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(10) １に示した工事に係る設計業務等の請負人又は当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

3　総合評価に関する事項

(1) 総合評価落札方式の仕組み　本工事の総合評価落札方式は、確認資料の提出に併せて総合評価提案資料を提出し、当該資料に記載された技術提案内容の評価による技術評価点と、入札書の価格により算出される価格評価点とを加算した総合評価点が最も高い者を落札者とする総合評価落札方式である。

その概要を下記に示すが、具体の技術的要件及び入札時の評価に関する基準については、入札説明書による。

(2) 評価項目　工事目的物の性能・機能に関する事項の性能・機能の「品質管理」・「出来形管理」及び社会的要請に関する事項の特別な安全対策の「安全管理①」・「安全管理②」、環境保全の「環境対策」を評価項目とする。

(3) 評価項目内容　技術提案は、評価項目毎に３提案以内とし、４提案以上の場合はその評価項目の提案を全て不採用（０点）とする。技術提案が１提案もない場合は、標準案での施工も可とする。なお、技術提案の枚数は、提案数に係らず説明図面及び写真等を含み評価項目毎にＡ４版３枚以内、全体でＡ４版15枚以内とし、規定枚数を超えた場合は全て不採用とする。

① 性能・機能「品質管理」　床版のコンクリートの品質向上対策とその効果

② 性能・機能「出来形管理」　床版の高さの出来形管理手法

③ 特別な安全対策「安全管理①」　高所作業時の作業員の安全対策及び建設資材飛散防止対策とその効果について記述する。

④ 特別な安全対策「安全管理②」　資材運搬等の工事用道路（生活道路と併用）使用時における交通安全対策について、期待できる効果を含めて記述する。

⑤ 環境保全「環境対策」　周辺環境への配慮すべき項目・対策（大気質、騒音、振動、水質汚濁、CO_2削減等）とその効果

(4) 評価項目の評価基準

① 優：標準案に比べ、非常に優れているもの

② 良：標準案に比べ、優れているもの

③ 可：標準案と同等であるもの

(5) 評価点の付与方法　評価点の付与方法は、評価者が評価基準（優／良／可）に基づき判定した下記の項目別配点の平均点で評価し付与する。（判定方法）

① 性能・機能「品質管理」
項目別配点　優25点、良12.5点、可０点

② 性能・機能「出来形管理」
項目別配点　優25点、良12.5点、可０点

③ 特別な安全対策「安全管理①」
項目別配点　優15点、良7.5点、可０点